

No. LAW-001	消防法施行令第8条に規定する開口部のない耐火構造の壁の区画に、アスロック 60mm 厚ロックウール充填品は使用可能ですか。																																						
弊社見解	建築基準法改正以降、使用出来なくなると判断しています。																																						
見解理由	<p>上記の区画（略称：令8区画）の構造については、消防庁予防課長より各都道府県消防主幹部長あてに、平成7年3月31日付で消防予第53号の通知が出されており、詳細な説明がされています。</p> <p>令8区画の構造については、次のように記載があります。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>令8区画は、「開口部のない耐火構造の床又は壁による区画」とされていることから、次に示す構造を有することが必要であること。</p> <p>ア 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はこれらと同等に堅牢かつ容易に変更できない耐火構造であること。</p> <p>イ 建築基準法施行令第107条第1号の通常の火災時の加熱に2時間以上耐える性能を有すること。（以下省略）</p> </div> <p>この中で「イ」に該当するのは、通知の日付より旧建築基準法であり、旧施行令107条第1号の内容は以下の通りです。</p> <table border="1" data-bbox="437 779 1390 1312"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="437 779 735 958">(壁部分、他省略)</td> <td data-bbox="735 779 975 958">最上階及び最上階から数えた階数が2以上で4以内の階</td> <td data-bbox="975 779 1182 958">最上階から数えた階数が5以上で14以内の階</td> <td data-bbox="1182 779 1390 958">最上階から数えた階数が15以上の階</td> </tr> <tr> <td data-bbox="437 958 496 1312" rowspan="4">壁</td> <td data-bbox="496 958 735 1025">間仕切壁</td> <td data-bbox="735 958 975 1025">1時間</td> <td data-bbox="975 958 1182 1025">2時間</td> <td data-bbox="1182 958 1390 1025">2時間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 1025 735 1099">耐力壁</td> <td data-bbox="735 1025 975 1099">1時間</td> <td data-bbox="975 1025 1182 1099">2時間</td> <td data-bbox="1182 1025 1390 1099">2時間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 1099 560 1312">外壁</td> <td data-bbox="560 1099 735 1312">非耐力壁</td> <td data-bbox="735 1099 975 1312">延焼のおそれのある部分</td> <td data-bbox="975 1099 1182 1312">1時間</td> <td data-bbox="1182 1099 1390 1312">1時間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 1312 735 1312">上記外</td> <td data-bbox="735 1312 975 1312">30分</td> <td data-bbox="975 1312 1182 1312">30分</td> <td data-bbox="1182 1312 1390 1312">30分</td> </tr> </table> <p>この内容は、建築基準法の改正により以下に変わっています。</p> <table border="1" data-bbox="437 1346 1390 1742"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="437 1346 735 1525">(壁部分、他省略)</td> <td data-bbox="735 1346 975 1525">最上階及び最上階から数えた階数が2以上で4以内の階</td> <td data-bbox="975 1346 1182 1525">最上階から数えた階数が5以上で14以内の階</td> <td data-bbox="1182 1346 1390 1525">最上階から数えた階数が15以上の階</td> </tr> <tr> <td data-bbox="437 1525 496 1742">壁</td> <td data-bbox="496 1525 735 1637">間仕切壁 耐力壁に限る。</td> <td data-bbox="735 1525 975 1637">1時間</td> <td data-bbox="975 1525 1182 1637">2時間</td> <td data-bbox="1182 1525 1390 1637">2時間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="437 1637 496 1742"></td> <td data-bbox="496 1637 735 1742">外壁 耐力壁に限る。</td> <td data-bbox="735 1637 975 1742">1時間</td> <td data-bbox="975 1637 1182 1742">2時間</td> <td data-bbox="1182 1637 1390 1742">2時間</td> </tr> </table> <p>以上より、建築基準法の改正以前は使用可能ですが、法改正により2時間耐火構造は耐力壁に限定されたため、使用出来ないと判断します。</p>	(壁部分、他省略)		最上階及び最上階から数えた階数が2以上で4以内の階	最上階から数えた階数が5以上で14以内の階	最上階から数えた階数が15以上の階	壁	間仕切壁	1時間	2時間	2時間	耐力壁	1時間	2時間	2時間	外壁	非耐力壁	延焼のおそれのある部分	1時間	1時間	上記外	30分	30分	30分	(壁部分、他省略)		最上階及び最上階から数えた階数が2以上で4以内の階	最上階から数えた階数が5以上で14以内の階	最上階から数えた階数が15以上の階	壁	間仕切壁 耐力壁に限る。	1時間	2時間	2時間		外壁 耐力壁に限る。	1時間	2時間	2時間
(壁部分、他省略)		最上階及び最上階から数えた階数が2以上で4以内の階	最上階から数えた階数が5以上で14以内の階	最上階から数えた階数が15以上の階																																			
壁	間仕切壁	1時間	2時間	2時間																																			
	耐力壁	1時間	2時間	2時間																																			
	外壁	非耐力壁	延焼のおそれのある部分	1時間	1時間																																		
	上記外	30分	30分	30分																																			
(壁部分、他省略)		最上階及び最上階から数えた階数が2以上で4以内の階	最上階から数えた階数が5以上で14以内の階	最上階から数えた階数が15以上の階																																			
壁	間仕切壁 耐力壁に限る。	1時間	2時間	2時間																																			
	外壁 耐力壁に限る。	1時間	2時間	2時間																																			
添付資料	・「令8区画及び共住区画の構造並びに当該区画を貫通する配管等の取り扱いについて（通知）」																																						
担当部門	株式会社ノザワ 建設技術室 078-333-7700																																						

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁予防課長

令8区画及び共住区画の構造並びに当該区画
を貫通する配管等の取扱いについて（通知）

消防法施行令第8条に規定する開口部のない耐火構造の床又は壁の区画（以下「令8区画」という。）及び共同住宅等の住戸等間の開口部のない耐火構造の床又は壁の区画（以下「共住区画」という。）を貫通する配管及び当該貫通部（以下「配管等」という。）の取り扱いについては、従来から行政実例等により運用願っているところである。

今般、令8区画及び共住区画の構造要件を明確にするとともに、これらの区画を貫通する配管等の取り扱いについて、下記のとおり基本的な考え方を整理することとしたので通知する。

なお、令8区画又は共住区画を貫通する個々の配管等について、これらの基本的な考え方に適合するか否かを確認することが必要であり、「消防防災用設備等の性能評定について」（昭和57年11月30日付け消防庁予防救急課長通知）に基づき財団法人日本消防設備安全センター（以下「安全センター」という。）に設置されている消防防災用設備等性能評定委員会において、個々に性能評定を行うこととしているので、趣旨をご理解のうえ、当該性能評定結果の活用を図りたい。

ついでには、貴管下市町村に対してもこの旨示達され、その運用に遺漏のないようよろしくご指導願いたい。

記

1 令8区画について

(1) 令8区画の構造について

令8区画については、「開口部のない耐火構造の床又は壁による区画」とされていることから、次に示す構造を有することが必要であること。

ア 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はこれらと同等に堅牢

かつ容易に変更できない耐火構造であること。

イ 建築基準法施行令第107条第1号の通常の火災時の加熱に2時間以上耐える性能を有すること。

ウ 令8区画の耐火構造の床又は壁の両端又は上端は、当該防火対象物の外壁面又は屋根面から50cm以上突き出していること。

ただし、令8区画を設けた部分の外壁又は屋根が、当該令8区画を含む幅3.6m以上にわたる耐火構造であり、かつ、当該耐火構造の部分が次のいずれかを満たす場合には、この限りでない。

① 開口部が設けられていないこと。

② 開口部を設ける場合には、甲種防火戸又は乙種防火戸が設けられており、かつ、当該開口部相互が令8区画を介して90cm以上離れていること。

(2) 令8区画を貫通する配管及び貫通部について

令8区画を配管が貫通することは、原則として認められないものである。

しかしながら、必要不可欠な配管であって、当該区画を貫通する配管及び当該貫通部について、開口部のない耐火構造の床又は壁による区画と同等とみなすことができる場合にあっては、当該区画の貫通が認められるものである。この場合において、令8区画を貫通する配管及び当該貫通部について確認すべき事項は、次のとおりである。

ア 配管の用途は、原則として、給排水管であること。

イ 1の配管は、呼び径200mm以下のものであること。

ウ 配管を貫通させるために令8区画に設ける穴が直径300mm以下となる工法であること。

なお、当該貫通部の形状が矩形となるものにあつては、直径が300mmの円に相当する面積以下であること。

エ 配管を貫通させるために令8区画に設ける穴相互の離隔距離は、当該貫通するために設ける穴の直径の大なる方の距離（当該直径が200mm以下の場合にあつては、200mm）以上であること。

オ 配管及び貫通部は、一体で、建築基準法施行令第107条第1号の通常の火災時の加熱に2時間以上耐える性能を有するものであること。

カ 貫通部は、モルタル等の不燃材料で完全に埋め戻す等、十分な気密性を有するように施工すること。

キ 熱伝導により、配管の表面に可燃物が接触した場合に発火するおそれのある場合には、当該可燃物が配管の表面に接触しないような措置を講ずること。

2 共住区画について